滝上町告示第79号

滝上町オホーツク紋別空港利用促進助成金交付要綱（令和３年告示第15号）の一部を次のように改正し、令和６年７月19日から適用する。

令和６年７月17日

滝上町長　　清　原　尚　弘

第２条の見出し中「助成」の次に「金」を、「の」の次に「交付」を加え、同条第２項中「上記」を「前項」に改める。

第３条の見出し及び同条第１項中「助成」の次に「金」を加える。

第５条第１項に次の各号を加える。

⑴　搭乗証明書若しくは確認番号又は予約番号

⑵　住民票の写し、自動車運転免許証の写し、その他公的機関が発行した住所を確認できる書類等

⑶　その他町長が特に必要と認めたもの

第５条第２項中「助成対象者の２親等以内の親族で、町内に住所を有する者」を「第３条に規定する助成金対象者」に改め、同条第３項を削る。